

奄美市ファミリー・サポート・センター事業 運営業務委託 仕様書

1 業務名

奄美市ファミリー・サポート・センター事業運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から令和7年11月30日までは業務の準備(引継ぎ)期間とし、実際の業務開始は令和7年12月1日からとする。

3 委託上限金額

次のア及びイを合算した額とする。

ア 業務運営費用 委託料上限額 2,100,000 円(消費税非課税)

イ 事業実施にあたり、受託者が施設・設備の整備に要する費用のうち、市が認める額
上限額 900,000 円(税込)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したもの。

なお、上記アに係る事業は、社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に該当し、消費税法第6条第1項の規定により消費税及び地方消費税は非課税である。

4 業務の目的

地域において育児の援助を行うことを希望する者と、育児の援助を受けることを希望する者により構成される会員相互間の援助活動を支援するファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)を設置、運営する。

5 委託業務の内容

(1) センターを奄美市内に1か所以上設置し、運営する。

(2) センター開設時間等

① 開設日 月曜日～金曜日

② 開設時間 午前9時00分～午後5時00分まで

(3) 奄美市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱による。

① 会員の募集、登録、その他の会員組織業務

ア 会員募集のための広報の作成、配布及びその他当該事業の広報活動

イ 会員登録等の受付業務全般

登録にあたっては、原則、子どもの預かりを依頼する「利用会員」、預かりを提供する「サポート会員」とともに1度はアドバイザーと直接面談を行うこと。

会員の登録に関しては、年度ごとに更新・整理すること。

ウ 会員証の作成及び発行業務

エ 会員名簿の作成及び管理

オ その他必要な業務

② 援助活動の調整業務

ア 援助活動の要望等に対する受付

イ 会員同士のマッチング業務

ウ 活動実績の内容把握と管理

エ 会員からの苦情に対する対応

オ その他必要な業務

③ サポート会員向け研修会の企画・開催(年1回以上)

サポート会員登録に際し、援助活動に必要な知識を付与するための研修を行う。内容は、令和6年3月30日付こ成環第120号こども家庭庁成育局長通知「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」別紙中、3(1)④ケの記載に従うこと。

なお、研修に係る講師派遣等については、受託者の責任において実施すること。

ただし、令和7年度は7月に研修会開催済みであるため、今年度内の開催は必要ない。

④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

⑤ センターの広報に関する業務

⑥ 子育て支援の関係機関や地域との連絡調整業務

⑦ 月例報告書の作成及び市への報告

⑧ その他

- ・ 会員の把握に努め、市全域における事業の充実について検討及び改善を行うこと
- ・ 活動中の事故等に対応するための措置(会員を対象とした傷害保険、賠償保険の加入)等
- ・ 会員の利便性向上のため、会員登録、援助活動の調整、広報等におけるオンライン化を進めること

6 職員体制

基本的な職員体制は、次のとおりとする。

なお、受注者は労働関係法規、男女雇用機会均等法及び労働安全衛生法の趣旨をよく理解し、職員の職場環境を良好かつ安全になるよう努めなければならない。

- (1) センターの業務を実施するためにアドバイザーの体制は、常時1名以上を配置すること。また、アドバイザーには、育児について十分な経験を有した者を充て、氏名等を発注者に報告すること。

なお、アドバイザーを変更した場合も、速やかに発注者に報告すること。

- (2) アドバイザーは、次の業務を行う。

- ① 会員の募集、登録等の会員組織管理に関すること。
- ② 会員による援助活動の調整及び支援に関すること。
- ③ 会員に対する事業の周知及び講習会の実施に関すること。
- ④ 会員相互の交流及び情報交換の場の提供に関すること。
- ⑤ 援助活動に係る会員間のトラブルについての助言及び調整に関すること。
- ⑥ センターの広報及び啓発活動に関すること。
- ⑦ 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- ⑧ 発注者への報告に関すること。
- ⑨ その他、発注者が必要と認める業務に関すること。

7 補償

センターは、相互援助活動中に生じた事故等に対応するため、財団法人女性労働協会が取り扱うファミリー・サポート・センター補償保険(賠償責任保険、傷害保険)に加入するものとし、当該保険料については、委託料に含まれるものとする。

ただし、令和7年5月1日から令和8年5月1日の間は保険加入済みであるため、今年度内の新たな加入手続きの必要はない。

8 個人情報保護について

- (1) 業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。
- (2) 別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 その他の留意点

- (1) 都道府県又は市町村等が実施する「子育て支援員研修」の受講を修了したことにより「子育て支援員」に認定された者は、「サポート会員」になることができる。
- (2) こどもの預かりにおいて、サポート会員が日頃から注意すべきポイントのチェックリストを作成し、預かり場所の定期的な安全点検及びこどもの事故防止対策に活用すること。
(参考:令和6年3月30日付こ成環第120号こども家庭庁成育局長通知「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」別添1及び別添2)
- (3) 受注者は、必要に応じて『保育室』を設置することができるが、当該保育室の賃借料や備品購入等に係る経費は受注者負担とする。
- (4) 活動範囲は島内に限ることとし、市外に住所を有する会員の登録、利用及び援助活動を妨げない。
- (5) 事業の実施については、別紙「奄美市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」に則ること。
- (6) 関係法令の規定を遵守し、センターの運営に努めること。
- (7) 受注者が変更になる場合には、変更後の受注者が円滑に事業を行えるよう引継ぎを誠実に行うこと。
- (8) その他必要な事項は、発注者と協議の上、決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実施調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。